

照 会 書

被照会者（被予告通知者） 電機事業連合会 御中

平成28年3月9日

照会者（予告通知者）

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1-3-3

神戸ハーバーランドセンタービル10階

神戸合同法律事務所

電話078-371-0171/Fax078-371-0175

照会者（予告通知者）代理人弁護士 辰 巳 裕 規

外



照会者（予告通知者）は、被照会者（被予告通知者）に対し、照会者（予告通知者）の被照会者（被予告通知者）に対する平成28年3月9日付提訴予告通知書に関し、本照会書において、民事訴訟法第132条の2第1項に基づき、以下の事項につき照会しますので、平成28年4月1日までに、書面で回答ください。

第1. 照会事項

(1) 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（いわゆる国会事故調）の2012年9月30日付国会事故調報告書（以下、報告書という）はご存知ですか。

(2) 報告書83頁には

「C. 電事連の津波影響評価：平成12（2000）年2月

電事連は当時最新の手法で津波想定を計算し、原発への影響を調べた。想定に誤差が生じることを考慮して、想定の上乗率1.2倍、1.6倍、2倍の水位で非常用機器が影響を受けるかどうか分析している。福島第一原発は想定の上乗率1.2倍（O. P. +5.9m～6.2m）で海水ポンプモーター

が止まり、冷却機能に影響が出ることが分かった。全国の原発のうち、上昇側1.2倍で影響が出るのは福島第一原発以外には島根原発（中国電力）だけであり、津波に対して余裕の小さい原発であることが明らかとなった（【参考資料1.2.1】参照）

との記載がありますが、事実でしょうか。

また上記記載にかかる脚注52には「電事連資料」（以下、本件資料1といいます）とございますが、上記記載を根拠付ける資料を国会事故調に提出された事実はございますか。

(3) 【参考資料1.2.1】には別紙の記述があります。

これらの記述は事実でしょうか。

また【参考資料1.2.1】記載にかかる脚注34には「電事連資料」（以下、本件資料2といいます）とございますが上記記載を根拠付ける資料を国会事故調に提出された事実はございますか。

(4) 被照会者（被予告通知者）は、本件資料1及び2を所持されていますか。

(5) 本件資料1及び2を構成する文書の標題を明らかにしてください。

(6) 文書送付嘱託への対応を改め、資料一式を裁判所に送付する意思の有無

第2. 照会の必要性

被照会者（被予告通知者）が文書送付嘱託を拒絶した行為が不法行為を構成するとする照会者（予告通知者）の主張の前提として、国会事故調報告書の記述にかかる資料の提出の有無・資料の所持の有無・資料の標題・現時点における文書送付嘱託に応じる意思の有無を確認することにより、被照会者（被予告通知者）の文書送付嘱託の拒絶の違法性を判断する基礎資料とするため。

以 上

【参考資料 1. 2. 1】

電事連の部会（平成12（2000）年）に報告された津波に関するプラント概略影響評価は以下のようにまとめている。

	水位上昇側			水位下降側		
	1.2倍	1.5倍	2.0倍	1.2倍	1.5倍	2.0倍
泊1、2号	○	○	○	×	×	×
東通1号	○	○	×	○	○	○
女川1～3号	○	×	×	○	○	○
志賀1、2号	○	○	○	○	○	1:○ 2:×
福島第一1～6号	×	×	×	1、2× その他:○	×	×
福島第二1～4号	○	○	○	○	1、3:× 2、4:○	×
柏崎刈羽1～7号	○	○	1～4:× 5～7:○	○	1～3:× 4～7:○	×
浜岡1～5号	○	×	×	○	○	○
美浜1～3号	○	○	×	○	○	○
高浜1～4号	○	○	○	○	1、2:× 3、4:○	1、2:× 3、4:○
大飯1～4号	○	○	○	○	○	1、2:× 3、4:○
島根1、2号	×	×	×	×	×	×
伊方1～3号	○	×	×	1、2:○ 3:×	×	×
川内1、2号※1	○(○)	○(○)	○(×)	○(×)	○(×)	○(×)
玄海1～4号※2	○	○	1:× その他:○	○	1:× その他:○	×
東海第二	○	×	×	×	×	×
敦賀1、2号	○	○	○	○	○	1:○ 2:×
大間	○	○	○	○	○	○
もんじゅ	○	○	○	○	×	×

表 1. 2. 1-1

○：影響なし ×：影響あり ※1：津波水位評価に用いる活断層は、設置許可申請書ベースと文献断層のものとした（かっこ内は文献断層） ※2：簡易評価結果

議事録等には以下のように記されている。

土木学会津波評価部会における7月からの津波水位に関する議論に先立ち、解析誤差を考慮したプラント影響評価を実施した結果について報告がなされた。

※ 電事連資料

- ・誤差に応じて、対策が必要となる発電所が増える。
- ・水位上昇に対しては、誤差を大きくするに従い大がかりな改造が必要となる。水位低下に対しては運用による対応が可能と考えられる。
- ・今後詳細な影響評価を行うとともに、部会報告書がまとまる平成13年3月～耐震指針が改訂される平成16年6月までの間に必要に応じて対策工事を実施する予定。

この報告の添付資料に、以下の内容が記されている。

津波評価に関する電力共通研究成果をオーソライズする場として、土木学会原子力土木委員会内に津波評価部会を設置し、審議を行っている。

現在までに部会は2回開催されている。実施項目及び今後の部会での審議予定項目は下記のとおりであり、今後の津波評価アウトラインの基本となる、地体構造津波評価における波源の考え方、数値解析上の誤差を考慮した適切な余裕（安全率）の考え方については5月以降に審議される予定となっている。

なお、MITI³⁵要請に基づき、各回の資料及び審議状況を随時MITI耐震班に説明している。（審議予定の表・略）

また、土木学会津波評価部会開催と並行して、津波評価部会委員のうち、MITI顧問でもある大学教授には、昨年（平成11年）12月、電力案に基づく「今後の津波評価のアウトライン」を説明している。想定津波波源（地体構造津波の波源）の考え方、数値計算上の誤差を考慮した安全率の考え方を中心に説明しているが、否定はされなかったという状況（強い支持が得られているというわけでもなく、両先生とも部会の中で他の委員の意見を聞いたうえで総合的に判断したいという意向）である。

この報告の8カ月後に開かれた土木学会津波評価部会（平成12（2000）年11月3日）で、幹事団より、土木学会手法の想定水位に安全率は見込まず、補正係数を1.0としたいという提案があり、それが認められている³⁶。この背景に、誤差を考慮して補正係数（安全率）を大きくすると多くの既設プラントに大規模な改造が必要となって対策費用がかさむという前述の調査結果があったのではないかと推測される。当時津波評価部会の委員だった某教授は、「安全率は危機管理上重要で1以上が必要との意識はあった」と政府の事故調査委員会のヒアリングに対して述べている³⁷。

³⁵ 通商産業省

³⁶ 政府事故調「中間報告書」（平成23（2011）年）380ページ

³⁷ 政府事故調「中間報告書」（平成23（2011）年）381ページ